

町民課からのお知らせ

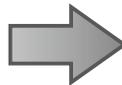
国民健康保険税率の改定について

加入者の高齢化や医療技術の高度化などにより、年々医療費が増加しています。

このような状況の中、国保財政の健全な運営を図るために平成 26 年度国民健康保険税の税率改定をします。加入者のみなさんには、負担が増えることとなりますが、ご理解とご協力をお願いします。

改定前

| 区分           | 税率  |               |
|--------------|-----|---------------|
| 医療分          | 所得割 | 4.8%          |
|              | 資産割 | 30.0%         |
| 限度額<br>51 万円 | 均等割 | 1 人 27,000 円  |
|              | 平等割 | 1 世帯 21,000 円 |
| 支援金分         | 所得割 | 1.6%          |
|              | 資産割 | 9.2%          |
| 限度額<br>14 万円 | 均等割 | 1 人 9,000 円   |
|              | 平等割 | 1 世帯 7,000 円  |
| 介護分          | 所得割 | 1.6%          |
|              | 資産割 | 10.9%         |
| 限度額<br>12 万円 | 均等割 | 1 人 12,000 円  |
|              | 平等割 | 1 世帯 7,000 円  |

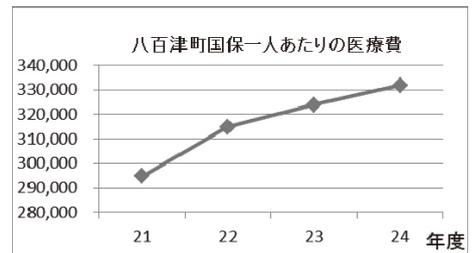


改定後

| 区分           | 税率  |               |
|--------------|-----|---------------|
| 医療分          | 所得割 | 5.7%          |
|              | 資産割 | 30.0%         |
| 限度額<br>51 万円 | 均等割 | 1 人 29,000 円  |
|              | 平等割 | 1 世帯 27,000 円 |
| 支援金分         | 所得割 | 1.9%          |
|              | 資産割 | 9.2%          |
| 限度額<br>16 万円 | 均等割 | 1 人 9,000 円   |
|              | 平等割 | 1 世帯 8,000 円  |
| 介護分          | 所得割 | 1.8%          |
|              | 資産割 | 10.9%         |
| 限度額<br>14 万円 | 均等割 | 1 人 12,000 円  |
|              | 平等割 | 1 世帯 8,000 円  |

国保の現状

国保に加入している人の医療費は、加入者本人が医療機関窓口で支払う一部負担金を除き、残りを国保が支払っています。この医療費（医療給付費）は、国・県などの補助金と保険税で賄う仕組みになっていますが、平成 15 年度以降、八百津町の国保は赤字状況が続いており、平成 20 年度以降、国民健康保険基金を取り崩し、また平成 25 年度からは一般会計より法定外の繰入れを行い収支の均衡を図ってきました。



しかし、現行の保険税率では、平成 26 年度末には基金残高がわずかとなり、このままだと財源不足が見込まれます。

低所得者の方に対する保険料軽減の対象世帯が拡大

5 割、2 割軽減の対象となる世帯の軽減割合の基準が以下のとおり変わりました。

| 軽減割合 | 平成25年度まで                  | 平成26年度から            |
|------|---------------------------|---------------------|
| 7 割  | 33万円                      | 33万円                |
| 5 割  | 33万円 + 24.5万円 × (α - 世帯主) | 33万円 + 24.5万円 × (α) |
| 2 割  | 33万円 + 35万円 × α           | 33万円 + 45万円 × α     |

※ α：被保険者数 + 特定同一世帯所属者数

※ 特定同一世帯所属者：後期高齢者医療制度への移行により、国保の資格を喪失された方で、その喪失日以降も継続して同一の世帯に属する方をいいます。ただし、世帯主変更、転出、死亡、転居等の異動があった場合は特定同一世帯所属者でなくなります。

保険税は毎年5月から2月までの10期(回)払いで、みなさんに納付していただきます。1・2・3期分は仮算定として、前年度保険税率の10分の1の額をそれぞれ納めて、4期分からは年税額から仮算定分を差し引いた残りの額を7期(回)で納めていただくことになります。

平成 26 年度の国民健康保険税（本算定）は、8月中旬に通知をします。

国民健康保険税のうち医療分と支援金分はすべての加入者にかかります。40 歳から 64 歳までの人（介護保険第 2 号被保険者）は、これに介護分を合わせた金額が国民健康保険税となります。